

# 天武朝の宗教環境

The Religious Situation in The reign of Emperor Temmu

丸 山 茂

Shigeru MARUYAMA



# 天武朝の宗教環境

The Religious Situation in The reign of Emperor Temmu

丸 山 茂

## 要 旨

これまで仏教史と神社史で別々に考察されることの多かった天武天皇の宗教政策について、総合的に考察することで天武朝の意義を捉え直す。特に仏教史において国家仏教の形成に至る過程での意義を再検討し、天武朝において、始めて神仏ともに国家が掌握し、その支配下に置く体制が成立したことを述べる。さらに、従来、奈良時代中期以降の問題と考えられている神仏習合について、天武によって成立した国家仏教および奈良仏教が国家の内部に隔離された「輸入仏教」としての限界をはめられたものであり、日本仏教の主流は氏族の輸入仏教から国家仏教へ至るなかにあるのではなく、天武以前にはじまる山林修行のなかで成立する神仏習合から平安密教に至るなかにもその主流を求めべきことを主張する。

## はじめに

日本建築史の記述は、現在に伝わる遺構の偏りもあり、建築物そのもの変化から歴史的展開を抽出することが難しく、日本史・宗教史の有力説に当てはめて体系化を試みるが多かった。一方、日本史・宗教史からは創成期の建築史(足立康, 福山敏男など)が日本史以上に実証に厳しかったことから、建築史の記述が建築史独自の実証的成果によると受け取られることがあった。その結果、必ずしも適切とは考えられない体系が互いに支え合い、強固な通説と見えることがある。

筆者がかつて神社建築の形成について、神社は農耕の季節儀礼のなかから自然に成立したのではなく、天武朝以降、政策として国家により創り出された施設が神社である、と述べたのも、そのような通説に対する異議申し立てであった<sup>1)</sup>。当時は、神社の形成に視点を限定していたので、日本における仏教の形成には考えが及ばなかったが、現在、神仏習合の問題に興味を持ち学習を始めると、日本における仏教の形成にも同じような問題があるのではないか、と考えるにいたった。

一般には、五三八年の仏教公伝以来、仏教は天皇や氏族の支持を得て急速に浸透し、奈良時代には国家仏教として強固な地位を獲得する、とされる。したがって、奈良時代中期以降に顕著な現象となる神仏習合は、既に確立した仏教と神とのあたらしい関係と理解されることが多い。しかし、神仏習合の事情は今少し流動的だと考えるのである。すなわち、仏教の日本に定着する過程自体がそれほど安定したものではなく、仏も神も流動的な状態の中で、神仏習合が起こっていると考えられる。

## 天武朝以前の仏教

従来、国家仏教の形成過程について天武朝の意義を比較的大きく認めようとする説がある<sup>2)</sup>。しかし、それ以前に、推古天皇三十二年(624)の僧正・僧都等の任命<sup>3)</sup>や、大化元年(645)の十師・寺司・寺主等の任命など、天武朝以前に国家が寺院と僧侶を管理する僧綱制度の形成のみとめられることから、天武朝における仏教政策の転機として画期的意義を述べる説はないようである。筆者は、天武朝の意義を大きく考えようとするものであるが、そのための根拠は、建築および建築技術の軍事的性格への注目である。

仏教伝来の最初期には僧の数は少数に限られていたが、急速に増加し、推古天皇三十二年(624)には寺院数四六、僧八一六人、尼五六九人を数え、白雉二年(652)には摂津味経宮で二一〇〇人余の僧を集めて一切経を読ませている。これら多数の僧は、渡来の僧や我が国より派遣されて帰国した学問僧ばかりでなく、仏教興隆の指針に従って国内で出家した僧尼も多く含まれている。また、政府間の公式の交流による僧ばかりでなく、戦乱を逃れて流入した難民の僧など、非公然に流入した僧も含まれていた。各氏族は天皇の勧めにより一族のための寺院を建設したが、それぞれが身内の出家者や公式のあるいは非公然の渡来僧を抱えて自らの寺院を建設したと考えられる。

いったい、飛鳥寺の建設によってもたらされた寺院の建築群は、内部に仏像を納めることからすれば仏教建築であるが、塔を除いては、官衙建築や宮殿と共通の、耐久性の格段に高い先進の技術体系であった。この建築技術が軍事技術と通用するものであることは、以下の事情からうかがうことができる。

皇極天皇四年(645)六月、中大兄皇子は蘇我入鹿を殺した後、法興寺に入って「城」すなわち砦として蘇我氏の反撃に備えた。推古天皇三十六年(628)、境部毛津は追っ手を逃れて「尼寺瓦舎」にかくれ、皇極天皇二年(642)、山背大兄王は最後に斑鳩寺に入り敵軍に包囲された後に自害した。大化五年(649)、蘇我石川麻呂も山田寺で自害する。死に場所として氏寺が選ばれたのは宗教的理由もあろうが、場合によっては戦鬪を構え、敵に踏み込まれた場合にも自害するまで持ちこたえる防御力を期待してのことであろう。壬申の乱でも近江軍は飛鳥寺の西

に陣を敷いた。

これら寺院は、版築で作られた強固な回廊や石積みの基壇などが、当時の兵乱に堪えうる建築として最も強固なものであったから、人間が籠もる要塞として転用されるのであろう。塔の露盤などを作る金属加工の技術も軍事転用が可能であろう。また、寺院を建設するための土木技術も、堀を掘ったり土塁を築いたりする軍事技術と共通なことはいうまでもない。また、壬申の乱で大井寺の「奴」が武勲をあげたことから、それほどに有力でない寺院でも兵力に転用可能な使用人を抱えていたことがわかる。いわば、寺院は各氏族の私有する軍事力の基盤ともいべきものであった。

また、仏教の国家に対する危険性は別の面でも存在した。

初期の仏教はさまざまな渡来僧により教典が断片的にもたらされ、奈良時代以降のように仏教とは何かという全体の理解に至ることは難しかったと考える。同一の僧により仏教も儒教も道教も同時に先進思想として教えられ、しかも仏教の統一的な理解に至るには、海を渡って学習をしなければならない状況であった。この時に、海を渡る事のかなわない多くの僧が、自己の思索の力によって宗教者としての向上を目指すことは当然であろう。

大化元年、古人大兄は出家して吉野に入り仏道を勤修することを乞うて許された。このことは、当時既に山林に入り修行をする行為が広く存在していたことを示している(壬申の乱でも後の天武は出家して吉野に行くことを許されている)。仏教の僧が山には入り、限られた教典と修学の体験をもって、瞑想と修行の結果出会うものは何であろうか。それは、神社の神となる以前の、在来の神であろう。

仏教は、輸入の学として学習により次第に完結した宗教体系を形成しようとする一方で、その伝来の当初から在地の神との習合の道を歩んだ。皇極天皇三年(644)の大生部多による「常世神」も、従来いわれる神仙思想や道教との関係を探るよりも、神(仏)が虫に姿を変えてこの世に出現して民衆を救う、という、仏教に啓示をうけた日本的展開と考えることもできる。文武天皇三年(699)に伊豆に流された、修験道の祖とされる役小角も、『日本霊異記』に記されたように、仏教徒として山林修行をした結果、宗教的啓示を得たもので、在来の神との習合の結果として理解されるべきである。すなわち、仏教も放置すれば反国家的活動となるような状況が存在したのである。

また、天智天皇七年(668)に僧道行が草薙剣を新羅に持ち出そうとしたことは、理由は不詳ながら、渡来僧が単なる学僧ではなく、間諜・工作員の役割をもつものであったことを示している。朝鮮半島との外交関係の中で渡来僧がもたらされたことは、友好の証であると同時に外交上の意味もあった。

仏教が各氏族を魅了したのは、その教義の高邁さや仏像の新奇さよりも、従来の露天に供え物をして神に願いごとをする祈願の方法に対して、祈願の重さに応じて多数の僧が多く灯明

を点して大音声でいくらでも長い時間経を読む有様が、その力強さにおいて比較にならないためであったろう。仏教は伝来以来、天皇や氏族の尊崇により順調な発展を遂げてきたようにみえるが、天武を取りまく状況は、各氏族が寺院と僧侶によって軍事に転用可能な先進技術を私的に囲い込み、一方では山林修行により国家の掌握から漏れた仏教徒が反国家的な宗派を創始するような状況であった。そして、いまひとつ付け加えるべきことは、天武以前には、仏教の普及は中央に限定されて、地方には及んでいないことである。

## 天武朝の仏教政策

天武天皇は白村江の戦いに妻の持統とともに九州まで出陣し、大敗を経験した。その後の即位に至までの期間は国際的な軍事緊張が解けず、天武は古代最大といわれる内乱に勝利して支配権を得た。このような天武にとって、旧勢力の拠点である仏寺と仏教をそのままに認めて、過小の変更に止めたとは考えにくい。

天武が即位後に最初に手をつけた仏教政策は、高市大寺の造営と僧綱の再編である。高市大寺は百濟大寺を受け継いだとされるが、寺地を高市に移して建設され、天武天皇六年(677)に大官大寺と改称される。天武の王朝のための中心寺院の建設であろう。僧綱の再編は十二年に大規模な再編が行われるので、この時点での再編は暫定的なもので、以後の施策は天武の主導・専断により行われたのであろう。

天武の仏教政策には二つの側面がある。その一は仏教の統制で、また一つは仏教の地方への浸透である。天武天皇が諸寺に対して最初に手をつけたことは、四年(675)の諸寺に与えていた山林・池を公収である。これは、明治初年の寺院所有地の土地を考えあわせるならば、寺院の経済基盤を弱体化し、その自己維持機能を削ごうとするものであろうが、また、寺院から山林を公収することは、山林修行の場を寺院が所有することを禁止するものである。十月には諸国に使者を派遣して、一切経を求めさせている。これは、当時公的・私的に流入していたさまざまな教典を、それは国家にとって好ましくない教典も流入していたと考えられるが、すべて掌握し管理しようとする意図の表れであろう。八年(679)には、諸寺の食封の見直し・加除を決定する。寺院の経済的基盤への支配権を国家が持つことの表明である。同日の、諸寺に名を定めた、ということも、単に曖昧な名称を正式に定めたということ以上に、これまで氏族の住宅内で私的に礼拝されていた仏像や家族の出家者が私的に礼拝していた施設に、すべて名を付けて、寺院として把握しようとした、ということであろう。十月には僧尼の威儀・法服の色などが定められ、僧尼は常に寺内に住むことが命じられた。これは山林修行の禁止と考えて良い。すべての僧尼は、老病のものを除いて、国家の掌握している寺院内に住まなければならなくなった。これに先立つ三月二十二日の貧乏な僧尼に布などを施すという、一見慈善に見える施策も、

巷間に埋もれている宗教者の国家による掌握を狙ったものであろう。

天武天皇九年（680）四月には国の大寺（官寺）を定めて、諸寺の官治を止め、食封を三十年に限った。これは寺院への国家援助が永久に続くものではないことを明らかにしたもので、ここに天武の構想する仏教政策が完成したと考えて良い。寺院は国営の官寺とその他の寺院に編成し、寺院の存続は国家の意思で決定される。僧尼は必ず国家に登録された寺院の内部に居住し、定められた服を着して寺内で修行をしなければならない。この体制を見届けた上で、天武は僧綱の再編に手をつけたと考えられる。天武天皇十二年（683）に、僧正・僧都・律師を任じたということは、僧侶に仏教政策を委ねずに天武の手で完成させた上で、その制度を運営する新たな組織として僧綱を確立したのであろう。

一方、仏教の浸透については、地方および全国民への浸透と、仏教の經典の指定による護国の宗教への限定の二つが認められる。後者については、寺院や宮中で読まれる教典が、明らかになるもので「金光明經」などの護国の教典にほぼ限られることから、仏教が個人の救済よりは国家の安泰に位置づけ直されたことが考えられる。

仏教の普及は、天武朝以前には都周辺に限られていたが、天武朝になり「諸国」への指示が発せられることで、国の支配が及んでいる地方へ遍く仏教がもたらされるようになった、と考えられる。天武天皇五年（676）には諸国に詔して放生会を行わせ、また同年には諸国に使いを遣わし、「金光明經」と「仁王經」を講読させた。使を遣わしたのは、国によってはいまだ寺院や僧侶の備えのないところがあったからであろう。六年（677）には、天皇自らが飛鳥寺に赴き（大官大寺がまだ完成していないためであろう）、仏を礼拝した上で、国家を構成する親王・諸王・群卿に、一家に一人が僧となることを勧めた。朝廷全体が仏教に帰依することとなる。十四年（685）には諸国の家ごとに仏舎を造り、仏像・經を置いて礼拝せよとの詔が出される。これは地方の有力氏族に仏教を勧奨するものであろう。この間、宮中ではしばしば經が講説され、安居が行われ、設齋が行われた。いわば、国民全員を仏教徒とする方向で浸透が図られたのである。

天武によって初めて、仏教が朝廷の支配する全土に及ぶこととなったが、彼が仏教に期待したものは何であったか。天武が仏教に関わる施策として諸国に最も早い時期に命じたのは「放生」であった。いまだ諸国に僧や仏が備わらない時期に、雨乞いのためとはいえ、このことを命じたのは象徴的である。戦乱に明け暮れた人心を、生命を尊重するという行為によって平和的で従順な人心とすることを、仏教に求めたのではないか。

天武天皇の仏教政策は、仏教を全国民に行き渡らせようとしたこと、僧尼と寺院の組織と活動をすべて国家の管理下に置いたこと、宗教活動の目的を護国に限定したことで、前代と比して画期的な政策であった。国家仏教の基礎は天武天皇によって初めて自覚的に打ち立てられた、というべきで、奈良時代の、宗教的実践から離れて、ひたすら寺院の中で教典の学究をおこな

う南都六宗の成立も、天武の据えた枠組みの帰結である。

## 天武朝の神への政策

天武天皇の仏教に対する政策は、十二年の僧綱の再編で完了を迎えたといつてよい。その間、天武は神の掌握・支配にも務めるところがあった。天武天皇の神への政策については既に述べたことがあるが、要約すれば以下のようである。

即位の翌年の天武天皇二年(673)には、大来皇女を齋宮に決めて伊勢神宮の祭祀を再興し、また各地の神々に、銀が始めて出たことを祝ってその銀を奉納し(三年)、瑞祥(瑞鷄・白鷹・白鵝)の祝いとして幣帛を供えて(四年)、関係を広げながら、天武天皇五年夏には、日照りに使を遣わして幣帛を捧げることで、国家の体制に巻き込んでゆく。同年十月には相嘗祭の創始により新嘗の相伴に与らせることで至近の神々を組織化し、六年には神税の処分について神々に命令を下せるようになる(三分の一は神に、三分の二は神主に)。これは、四年の仏寺に対する山林等の公収と比較すれば、現状で在地の神々の所有する土地を承認すると同時に、それをすべて私にしないための指示であろう。天武天皇十年は彼にとって律令の撰定や帝紀等の記定を指示する特別な年であるが、それらに先立って、正月二日に天武天皇は諸々の神祇に幣帛を「頒」った。神々の一応の掌握が完了して、天皇がそれらに対する超越的な位置を確立した、ということであろう。さらに時を置かず、同月十一日には、畿内と諸国に詔して、「神宮」を「修理」させる(この場合の修理は新築の意)。このことを、筆者は、全国的にはじめて神に建物が国家から与えられ、神社建築が、さらにいえば神社が成立したと考えている。十三年十月の地震では諸国の「神社」が破壊されたとの記載があるので、建設は急速に進められたのであろう。持統天皇三年の神祇官の成立と、四年正月の班幣開始で、各地の神や氏族の神を、神社という制度で国家が支配することが完成した。

天武天皇にとって神とはどのようなものであったのだろうか。天武の生年は不詳であるが、通説に従い631年頃と考えれば、孝徳天皇以降の治世は記憶に残るところであろう。この時代には、地方神の掌握の必要性が意識される一方で、現実には神々は放置されたといつてよく、天皇に対する神の崇りがわずかに見られることや、草薙剣が盗まれることは、神がおろそかにされた裏返しである。

神は、国家とは無関係に存在し、場合によっては天皇の生命など、国家の存続に関わる崇りを及ぼす。天武にとって神は、統治に利用するよりは、まず支配しなければならない対象として意識されたのではないか。壬申の乱で自己を加護してくれた天照大神を後ろ盾として、すべての神をその配下に取り込み、神々の最重要祭祀は祈年祭ということで、国家の祭祀を強制する。すなわち、各氏族が神と取り結んでいる独自の祭祀を超える祭祀を強制することで、地方

に天皇と対立する、神の子としての王権の成立する根拠を奪うことになるのである。

## 天武の宗教政策

天武天皇の宗教政策は、仏教と神の双方を国家に危害を及ぼさないものとして国家の内部に組織化・制度化するものであった。天武にとって神仏は支配しなければならないものであったが、その一方で彼が帰依するものはあったのであろうか。

天武天皇は即位前紀に「能天文遁甲」と記され、諡に道家思想に因む「真人」を贈られている。同時代人の意識には、神仏ではない思想の人と考えられていた。

壬申の乱の渦中、六月二十四日夜、横河で黒雲が天空に流れたのを見て、天武は自ら「式」を取って占った。二十七日の夜、激しい雷雨を止めるため、天武は天に対して「祈<sup>うけい</sup>」を行い、雨を止ませた。この二例からは、彼が神仏を仲介とせず直接に「天」と結びつこうとする様子がうかがえる。即位してから後は、「天」との関係を明確に示す記事はないが、四年には陰陽寮の名がみえ、同年に占星台を興したこと、天武朝に瑞祥や天文の凶事の記載の多いことが注意される。天武天皇八年(679)の吉野の盟約で六皇子が扶けあうことを誓った後に、天武が「若違茲盟、忽亡朕身」と盟ったのは、天に対する盟<sup>うけい</sup>であろう。彼が、天との直接の関係を望み、また天により支配を任されていることを自覚するものであるならば、彼が即位後に伊勢神宮の再興に続いて最も早く、しかも唯一継続的に行った、広瀬と竜田の水の神と風の神に対する祭祀も、在来の神への祈願ではなく、天に直接に祈願する祭祀として構想されたのではないか。天武天皇六年正月に倉梯川のほとりに斎宮を建てて、「卜」によって日程を決めた行幸は、既に登壇によって即位し、大嘗祭(はじめての新嘗)も済ませた天皇が、「天」に報告する祭場として計画した可能性がある。

天武天皇が、一身で構想した日本の宗教体制の全体像がどのようなものであったかは確認することができないが、その完成を見る前に天武の在世中より変質を始める。それは天武の病気に関わることで、彼の死がその完成を不可能とした一方で、彼の延命への祈願が仏教によるほかに手段がなかったために、そのための造仏・出家・法会が総動員され、一度は国家の管理下に置かれたはずの仏教が、もっぱら天皇個人の生命救済という限定的な目的のために抑制のきかない膨張を始めることとなる。

## おわりに

天武朝は、仏教を人事・財政ともに国家の支配下におき、山林修行を禁止して寺院内での教典の学究と国家への奉仕へ役割を限定して、奈良仏教への前提を整えた。同時に、すべての神

を官社制度の創始により国家の管理下に置き、また大嘗祭などの即位の儀礼も始められた。精神的一体性としての統一国家としての内実が一挙に形成されようとしたのであるが、そのことを前提とした上で、さらに考えるべきことがある。

国家仏教と神社が天武天皇に始まるとするならば、それらが社会的に機能した期間はたかだか奈良時代までで、極めて短いということである。しかも奈良仏教は寺院内の教学に限定され、輸入仏教の枠を出ることはなかった。ここで日本仏教の展開を考える時に、輸入仏教の学習に始まったとはいえ、その自立的展開は輸入仏教の寺院や教団の外に考えるべきではないか、ということである。

天武天皇の禁止にも関わらず、役小角は山林修行を継続した。山林修行による日本仏教の展開は、とぎれることなく奈良中期以降の神仏習合、平安密教へとつながってゆく。これら、土着の神を包摂した仏教の流れが日本仏教の主軸で、飛鳥寺から南都六宗にいたる輸入仏教の系譜は、限定的に考えることが適当ではないか。奈良時代中期以降の神仏習合は、「奈良仏教」と「神社」の神の成立後に起こった現象ではなく、仏教伝来以来の日本的展開のなかで考えるべきものである。

## 注

- 1) 「神社建築の成立過程における官社制の意義について」(『建築史学』三三、一九九九年、『神社建築史論—古代王権と祭祀』〈中央公論美術出版、二〇〇一年〉に再録)。「官社制前の宗教環境」(『建築史学』四三、二〇〇四年)、「官社小考」(『日本宗教文化史研究』一六、二〇〇四年)。
- 2) たとえば田村丹澄『飛鳥仏教史研究』(塙書店、一九六九年)、井上光貞『日本古代の国家と仏教』(岩波書店、一九七一年)。近年では本郷真紹『律令国家仏教の研究』(法蔵館、二〇〇五年)。
- 3) 『日本書紀』推古天皇三十二年四月十七日条。以下、小論で言及する事項はすべて『日本書紀』による。



